

事務連絡
令和5年10月26日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）御中

こども家庭庁支援局家庭福祉課

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権の放棄について

ひとり親家庭支援施策の推進について、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年の「地方分権改革に関する提案募集」における地方からの提案において、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律129号）に基づく母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け（以下「母子父子寡婦福祉資金貸付金」と総称する。）に係る債権について、地方自治法（昭和22年法律第67号）や普通地方公共団体の債権管理条例に基づき債権を放棄することが可能であることを明確化するように求める旨の提案がなされたことを受け、下記のとおりお示しすることといたしました。

つきましては、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権の管理にあたり、ご参考としていただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は総務省自治行政局行政課に協議済みです。

記

1. 地方自治法第240条第3項の規定に基づく債務の免除

地方自治法第240条第3項においては、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、（略）当該債権に係る債務を免除することができる」とされており、これに基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の7においては、普通地方公共団体の長は、同令第171条の6の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした債権について、「当初の履行期限から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態であり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権（略）を免除することができる」旨が規定されている。

したがって、母子父子寡婦福祉資金貸付金について、母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条第1項の規定に基づく償還の免除のほか、債務者が無資力又はこれに近い状態であり、かつ、弁済することができる見込みがないと普通地方公共団体の長が認める場合には、上記の地方自治法等の規定に基づき債務の免除を行うことが可能である。

2. 地方自治法第 240 条第 3 項の規定の適用を受けない債権の放棄

地方自治法第 240 条第 3 項及び地方自治法施行令第 171 条の 7 に定める債権以外の債権を放棄する場合には、同法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、議会の議決を要することとなる。

したがって、母子父子寡婦福祉資金貸付金について、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 15 条第 1 項の規定に基づく償還の免除のほか、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を得て債権を放棄すること、又は債権管理条例等の条例において債権放棄を可能とする範囲等を定め、当該条例に基づき債権を放棄することも可能である。

【参照条文】

◆ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～九 （略）

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一～十五 （略）

② （略）

（債権）

第二百四十条 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4 （略）

◆ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抄）

（履行延期の特約等）

第七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合には、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。

この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なつた場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 （略）

（免除）

第七十一条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

◆ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）（抄）

（償還の免除）

第十五条 都道府県は、第十三条の規定による貸付金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、当該貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただ

し、政令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)